

# 岐阜県バレーボール協会処分基準

## (目的)

第一条 この基準は、「岐阜県バレーボールコンプライアンス規程（以下、「コンプライアンス規程」という。）」第五章第十九条（違反行為の処分）の規程に基づき行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

## (違反行為)

第二条 この基準において違反行為とは、「コンプライアンス規程」第二章第六条（禁止事項）の規程に違反する行為をいう。

## (処分の決定に係る基本的な考え方)

第三条 違反行為に対する処分は、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容とする。

2 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

3 前2項の基本的な考え方を踏まえ、処分基準を別表として示す。

4 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第1項、第2項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の処分基準を参考に判断することとする。

## (処分の種類、内容)

第四条 処分の種類および内容は次のとおりとする。

### 一 勧告

違反行為について口頭で注意し、本人に反省を促すために行うもので、今後同様な違反行為を繰り返した場合は、更に重い処分を科することを通告する

### 二 注意

違反行為について文書で注意し、反省を促すとともに再発防止を目的とする。主として、偶発的な違反行為に対して課す

### 三 嚴重注意

違反行為について文書で注意し、反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。

### 四 けん責

違反行為について文書で注意し、始末書を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は、資格停止となることを通告する。主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。

## 五 資格停止

### イ 期限付き資格停止

文書の通知を以って、一定期間資格を停止する。停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為まで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微といえない実害が生じている違反行為に対して課す。

### ロ 無期限の資格停止

文書の通知を以って、一定期間資格を停止する。停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為まで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微といえない実害が生じている違反行為に対して課す。

## 六 資格取消し

文書の通知を以って、岐阜県バレーボール協会（以下、「本協会」という。）が認定した保有資格を取り消し、資格取得のための講習会における筆記科目・実技科目の終了も無効とする。大きな被害が生じた場合や被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に対して課す。

## 七 登録抹消

文書の通知を以て、本協会への個人登録（MRS）の抹消をする。

## 八 所属する組織に対する事実内容の報告

文書の通知を以って、所属する組織の長に対して違反行為の内容について報告する。

## 九 その他必要に応じた処分

上記一～九に該当しないもの

（処分に当たって考慮すべき要素）

### 第5条

#### 一 違反行為の態様

イ 故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等

ロ 加害者の地位・立場、被害者との関係

ハ 加害者の人数

二 違反行為による結果や影響

ホ 被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか）

へ 被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）

ト 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度

（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無を含む）

チ 加害者の動機、違反行為に至る経緯

リ 被害者の言動、態度等

ヌ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）

ル 社会的制裁の有無

ヲ 他の違反も合わせて行った場合

#### 二 加重要素（処分内容を重くする）

イ 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合

- ロ 傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合
  - ハ 退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合
  - ニ 複数回または継続的に行われていた場合
  - ホ 用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合
  - ヘ 暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合
  - ト 暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合
  - チ わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合
  - リ 不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合
  - ヌ 傷害や後遺障害の程度が重度な場合
  - ル 不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合
  - ヲ 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合
  - ワ 加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額な場合
  - カ 不適切な経理処理を行った期間が長い場合
- 三 軽減要素（処分内容を軽減する）
- イ 真摯に反省している場合、解雇・退職等他の制裁を受けている場合
  - ロ 真摯に反省している場合、被害の弁償を行った、示談が成立している場合

（処分決定機関）

第六条 倫理委員会が決定した処分案については、常任理事会にて決議する。

（基準の改廃）

第七条 この基準の改廃は倫理委員会委員長が発議し、理事会の決議によって決定する。

附 則 この処分基準は、令和5年3月26日から施行する。

別表第一

身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）

違反行為の内容・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	嚴重注意 けん責
繼被害者が全治1か月未満の傷害を負った	資格停止6か月 ～資格停止無期限
① 被害者を死に至らしめた ② 全治1か月以上の傷害を負った ③ 重大な後遺障害の残る傷害を負った ④ 刑事処分をされた	資格取消し

別表第二

人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の内容・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	所属する組織への報告 勧告 注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	嚴重注意 けん責
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止6か月 ～資格停止無期限
暴言等を繰り返し、 ① 死に至らしめた ② 退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し

別表第三

身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の内容・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	嚴重注意 けん責
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 6 か月 ～資格停止無期限
わいせつ行為を繰り返し、 ① 死に至らしめた ② 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し

別表第四

わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の内容・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	嚴重注意 けん責
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 6 か月 ～資格停止無期限
性的言動を繰り返し、 ① 死に至らしめた ② 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し

別表第五

体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な不適切な指導  
(以下「不適切な指導」という)

違反行為の内容・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	所属する組織への報告 勧告 注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	嚴重注意 けん責
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 6 か月 ～資格停止無期限
不適切な指導を繰り返し、 ① 死に至らしめた ② 被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ③ 被害者の心身に重大な傷害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し

別表第六

横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理  
(以下「不適切な経理処理」という)

違反行為の内容・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	所属する組織への報告 嚴重注意 けん責
不適切な経理処理を行い、 ① 自己の利益を図った ② 他の目的に流用した ③ 刑事処分をされた	資格取消し